

（補助方向指示器）

第60条 補助方向指示器の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第41条の2第2項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 補助方向指示器の灯光の色は、橙色であること。
- 2 補助方向指示器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第41条の2第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。